

児童虐待が疑われるケースにおける スクールソーシャルワークの課題

The Issues of School Social Work in Cases of Suspected Child Abuse

篠原拓也

【要旨】

本稿は、児童虐待をめぐる今日の社会的・政策的動向を踏まえ、児童虐待が疑われるケースにおける今日のスクールソーシャルワーク実践の規範について、権利擁護の観点から今後いっそう重要となる視点を提示する。

まず児童虐待が疑われるケースにおけるスクールソーシャルワークの実践範囲と役割期待を確認し、特にエコロジカルな視点と連携機能が期待されていることを確認する。

次に、連携の強調の一方で、児童相談所の介入をめぐる近年の社会的・政策的動向を鑑み、スクールソーシャルワークにおいても連携と独立性のバランスや、自らの権力性を考える必要があることを示す。

その上で、児童虐待が疑われるケースにおけるスクールソーシャルワーカーの支援と介入について、子どもや家庭への権利擁護の観点から今後いっそう重要となる視点を示す。すなわち、(1) 独立した専門職として行う親子へのアセスメントと権利擁護、(2) ミクロ・メゾ・マクロの全体的視野の拡張である。

【キーワード】

スクールソーシャルワーク 児童虐待 連携

【Abstract】

This paper discussed current norm of SSW practice in cases of suspected child abuse with regard to advocacy in the light of current social and policy trends.

First, the practice and role expectations of SSW in cases of suspected child abuse will be showed: in particular an ecological and collaborative perspective.

Next, we show the need for SSW to maintain their independence as they consider intervention, while emphasizing collaboration in child guidance centers.

In addition, we present a perspective that quite important from the viewpoint of advocacy for children and families to provide the support and intervention of SSWs in case where child abuse is suspected.

The following two points of view will only become more important: (1) assessment and advocacy of the rights of parents and children as independent professionals and (2) expansion of the overall micro, meso, and macro perspectives.

【Keywords】

School Social Work Child abuse Cooperation

I 目的と方法

1990年代以降、児童虐待が深刻な社会問題として扱われるようになった。2000年の児童虐待の防止等に関する法律の制定以降、児童福祉法などの度重なる改正と通知の発出を通して制度の修正がなされてきたところである。政策の動向に合わせて、援助においても、2000年代に介入的ケースワークの考え方が導入され、児童相談所と市町村による家庭への積極的な介入が進められてきた。しかし2000年代後半になると、その反動として、支援の対象である保護者やその関係者から児童相談所批判の活動がみられるようになった。児童虐待をめぐる児童相談所が不当な一時保護を行う「冤罪」的な事例も報道されるようになり、2020年代に入ると児童相談所の権限行使に関する抑止力確保の意味も含めて、一時保護における司法審査の導入が決まるなど、児童虐待対応の状況は親子の権利をめぐる複雑化している。ソーシャルワークにおけるこのような状況に関しては、援助技術的なアプローチではなく、規範的なアプローチによって議論を整理する必要がある。

児童相談所と密接に連携するスクールソーシャルワーカーもまた、児童虐待が疑われるケースについて、社会および政策のタイムリーな動向に対応しながら、自らの役割や実践をアップデートしていく必要がある¹。

SSW研究に着目すると、文部科学省が「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始する2008年以前は、海外や先駆的な自治体の実践の紹介や、児童虐待に対するSSWの役割や意義を論じるものが多かったが、2008年以降は研究方法が多様化し、実践モデルが構築されつつある（高田ら2015）。しかし上述した最近の動向を鑑みた研究はみられない。

そこで本稿は、児童虐待をめぐる今日の社会的・政策的動向を踏まえ、児童虐待が疑われるケースにおける今日のSSW実践について、権利擁護の観点から今後いっそう重要となる視点を提示する。まず児童虐待が疑われるケースにおけるSSWの実践範囲と役割期待を確認し、特にエコロジ

カルな視点と連携機能が期待されていることを確認する（Ⅱ）。次に、連携の強調の一方で、児童相談所の介入をめぐる近年の社会的・政策的動向を鑑み、SSWにおいても連携と独立性のバランスや、実践規範を再考する必要があることを示す（Ⅲ）。その上で、児童虐待が疑われるケースにおけるSSWrの支援と介入について、児童や家庭への権利擁護の観点から今後いっそう重要となる視点を示す（Ⅳ）。

Ⅱ SSWの実践範囲と役割期待

第二次世界大戦後のわが国においては、福祉と教育の連携に関する局所的かつ短期的な活動はなされてきたが、SSWとして後に広がりを見せる契機となった活動は、1980年代の埼玉県所沢市における訪問教育相談員の活動である。当時の活動の特徴は以下である²。

- ① 児童への直接的な関わり
- ② 継続的な家庭訪問による家族支援
- ③ 学校・児童・家族の関係調整
- ④ 外部機関との連携活動
- ⑤ 地域社会での自助グループ等の社会資源の創出
- ⑥ 学内外での研修・講義

初期のSSWは、①②③を中心として、特定の方法論に固着せず、④⑤⑥のように児童・家庭・学校の広範な環境に働きかけることが特長である。ただしこの時点では校内暴力と不登校に対応することがSSWの主な役割であり、児童虐待は強く意識されていなかったため、児童虐待に対応する取組はなされなかった³。

1990年代以降、児童虐待が深刻な社会問題としてメディアに取り上げられ、児童相談所の児童虐待対応件数が右肩上がりになり、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されるに至る。2006年には文部科学省「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」が「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）」を公表する。この報告書は、アメリカとカナダでの視察を踏まえて日本でのSSWr活用の展開可能性を示している。ここで従来の施策と異なると考えられたSSWの機能は次の2点である。1点目は協働性である。従来の学校における諸施策は大人が児童を教育指導して問題解決を図るモデルに基づくものであったが、SSWにおいてSSWrは問題解決の代行者ではなく、児童生徒あるいは周囲との協働によって問題解決が図られるものである。2点目は生活モデルである。支援の対象となる問題を個人の病理など特定の問題

として捉えるのではなく、生態系システム（マイクロ・メゾ・マクロシステム）における不適合状態として捉えた上で包括的に支援する。したがって同報告書においては他職種・多機関連携が強調されている。

以上の役割期待により、2008年に文部科学省は初年度15億円の予算とともに「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始した。ここでのSSWRの職務内容は以下である⁴。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動

ここでのSSWRの職務内容は、1980年代のSSWの延長にあり、それと類似・重複する部分も多い。そのなかで違いとして注目されるのは、「(1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け」とあり、はじめから児童自身ではなくその環境への働きかけに主眼が置かれている点と、「(3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援」が組み込まれている点である。つまり2008年以降のSSWにおける役割期待の特徴は、チーム体制を構築し、連携をしつつ、児童の環境に働きかけることにある。

その後も凄惨な事件が報道され、深刻な児童虐待ケースに対応する目的もあってSSWRの拡充が進められてきた。今日のSSWRの支援件数は、2020年度において約20万件である。これは1つのケースの支援内容次第で複数項目カウントがあるものの、とにかく支援総数としては右肩上がりである⁵。支援の増加や複雑化に伴い、SSWRが支援する対象は多岐にわたっているが、なかでも児童虐待ケースへの対応は重点配置（配置時間の拡充）の対象となっている⁶。

Ⅲ 現代のSSWにおける連携の強調とその課題

児童虐待が疑われるケースにおいて連携機能が重要であるのはいままでもない。学校によっては、児童相談所に通告することが児童への支援の始まりを意図するのではなく、通告した以上もはや学校に責任はないという、支援の断ち切りを意図している場合もある。そのような事態に陥らないように、SSWRは学校の内部でありながら外部でもあるという立場から両者を繋げ、支援のネットワークを広げていく積極の意味で連携することが求められている（安藤 2009）。また、単に他機関に丸投げするための連絡や、児童を監視するための連携ではなく、複数の主体が継続的に支援す

るための連携が必要である（山下 2016）。これらの指摘があるように、「連携」の意味をいっそう深めていくことは重要であろう。

しかしながら、SSWrが増員され、もっぱら連携が強調されるなかで、SSWの機能が本来のSWの基本と乖離している可能性がある。例えば、西野博之と山下英三郎は、近年のSSWrの実践の傾向から以下の2点を指摘している（西野・山下 2018）1点目は、SSWrが、保護者の権利擁護はもちろん、児童の権利擁護の機能を果たさない可能性である。SSWrは教育委員会に雇用され、学校からの要請で動く構造の中にいる。そこで、例えば児童・保護者と学校が対立関係となった際、SSWrが児童の最善の利益の視点をもって中立的な立場で関係修復する立場〔social work in school〕ではなく、体制側の学校のための支援者〔social work for school〕に陥る可能性がある。2点目は、SSWrが児童や保護者と十分に面接してアセスメントせずに、児童相談所などの他機関に繋ぐだけの機能を担ってしまう可能性である。例えば、学校がSSWrに面談などを求めず、関係機関の紹介と同行だけを求めることがこれにあたる。これは「繋ぐ」だけが「連携」と捉えられ、SSWrの活用方法が十分に深められていないという問題ともいえる（平林 2019）。

以上の2つの懸念は、換言すれば、先述した1980年代の初期SSWの中心である①②③の直接支援の機能が後退し、④の連携が前面化することに関係する懸念である。またこれは先述の文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」におけるSSWrの新しい職務内容として、児童自身ではなくその環境への働きかけに主眼がある点と、学校内におけるチーム体制の構築が挙げられているという2点に重なるものである。以上のような単純化された「連携」をSSWrの専門性であるかのように捉えてしまえば、児童を権利の主体として捉えてその権利擁護を行う本来のSWと乖離する危険がある。

この背景にはSSWrの雇用と業務の構造的問題があると考えられる。SSWrは児童や家庭と近い距離で関わるができる学校で、ニーズを直接つかむことできる立場として想定されている（山下 2011；大塚 2019）。しかしSSWrによっては、学校の依頼や了解なしに面談や家庭訪問を行うことができず、家庭に対する早期の介入や、時間をかけた丁寧な関係構築が困難になっている（安藤 2011）。文部科学省・教育委員会・学校の下にSSWを位置づける構造の内部で活動することが、本来のSSWrとしての業務を貫徹させる上での限界を設けていると考えられる。

SSWに関する上述の懸念は、児童虐待が疑われるケースにおいてもある。SSWrが体制補完的な役割を担うことで、児童虐待の早期発見や初期対応を誤る可能性がある。これには対極的な2つの可能性がある。一方で、ことなかれ主義の傾向の強い学校の体質にSSWrが合わせて、虐待を受けた児童や要支援の家庭を放置することで児童や家庭の状況が悪化する可能性がある。もう一方で、マニュアル主義や組織防衛傾向の強い学校の体質にSSWrが合わせて安易に他機関に通告することで、虐待の誤認や家庭への不適切な介入を招き、児童や家庭を追い込む可能性がある。これらはいずれも児童や保護者の意向を受け止められていないという問題を含んでいる。

特に後者はSSW研究において言及されてこなかったところであるが、今日の社会的・制度的な動向を鑑みれば、考慮されるべき時期にきているといわなければならない。児童相談所の積極的介入の反動として、2000年代後半以降、児童相談所の介入を受けた親やその支援を行う専門職や市民団体が児童相談所の介入への批判としてさまざまな活動を行っている。これは親や児童に対する権利侵害の可能性とともに、親との対立によって家庭への福祉的支援が困難な状況に陥っていることを示している（篠原 2019）。その後、2010年代後半から今日にかけての批判は、特に身体的虐待による急性硬膜下血腫が疑われるケースをめぐって蓄積されつつある⁷。具体的な医学的論争それ自体は、児童家庭福祉分野の議論と別に扱うべきものであろう。しかし実際のケースにおいて、総合的判断によって一時保護等の権限を行使しているのは児童相談所である。そして児童相談所の介入が批判されるようなケースは、医療機関が関与した場合に限らず、認定こども園や学校を介した通告でも起こりうる。例えば、学校側の事実誤認のほか、学校内の事故やいじめ、体罰について、保護者による児童虐待であるとして責任転嫁する形で児童相談所に通告する可能性もないとは言い切れず、「冤罪」的なケースであるとして訴訟に発展することもある。

ここで問題なのは個々のケースの真偽ではない。問題は、児童相談所が通告を鵜呑みにして不当に一時保護することが可能な制度設計になっていることである。最近の例では、2018年に兵庫県明石市で病院から通報を受けた児童相談所が虐待を疑って一時保護した乳児が両親と1年3ヶ月間引き離されて暮らすことになったケースがある。結果的に市長が虐待はなかったことを認めて謝罪した上で、市は当時の対応や改善策を検証し、2021年10月より、一時保護された児童に弁護士を派遣して意向を聞き取る「子どもの意見表明支援員制度」を実施している。また2022年には、改正児童福祉法が成立し、児童相談所の介入の適切性や介入への抑止力を確保するために、司法審査の導入が決まったところである⁸。

以上のように、児童虐待が疑われるケースにおける以上の社会的・制度的な動向は、世論を受けての児童相談所の強権化とその抑止力確保のせめぎあいといえる。SSWにおいてもこれらの最近の動向を踏まえた上で専門的知識・技術・価値を追求することが望ましい。

IV 考察と提言

以上を踏まえて、本節では、児童虐待が疑われるケースにおけるSSWの支援と介入について、今後いっそう重要となる視点を提示する。

すなわち、①連携は重要であるが、児童の権利擁護の機能の観点から、児童や保護者へのアセスメントと直接支援というマイクロレベルの視点をいっそう重視すること、②マイクロ・メゾ・マクロの全体的視野から、市民的・政治的問題を含め、マクロレベルの視点をいっそう重視することである。

(1) 独立した専門職として行う親子への権利擁護とアセスメント

2008年以降のSSWの前提として「連携」の重要性があるが、いま一つの前提として、児童や親との直接支援を行う独立した専門職としての立場がある。児童虐待をめぐる制度改正の過渡期にあって、ただ児童相談所などの他機関と同調する素朴な「連携」であるならば、権利擁護の観点からいくらかの危うさを抱えることになる。

SSWの権利擁護に関する従来の議論は、教師による体罰やわいせつ行為、いじめの事実の隠蔽、また児童虐待対応を怠ることなど、保護者以外の大人による児童への権利侵害やそれと共犯的關係になりかねないSSWrの立場にも自覚的であった（住友 2016；山下 2016）。しかし児童虐待の場合、現場はケースの解釈にゆらぎを覚えているものの、SSW研究においては保護者による虐待が疑われるケースというよりも既に虐待が行われているケースを前提しており、SSWrの不介入の問題は想定されても不当な介入の問題は想定せずに議論を展開する傾向にある（例えば、渋谷 2009；山屋 2009；西野 2018）。権利擁護の拡充のためにも、前節で示したような、児童虐待が疑われるケースをめぐる複雑な文脈や、多様な可能性を考慮しておくべきではないか。

無論、児童虐待の通告は「児童虐待の防止等に関する法律」第6条の通り、「児童虐待を受けたと思われる」段階で行われるものである。状況によっては「子どもの語った内容の事実を確認することではなく、『語ったという事実』をもって、その後の援助方針を関係機関とともに確認する」（金澤 2009：36）という姿勢も求められよう。しかし権利擁護の観点では、事実が曖昧な状況での通告にせよ、事実と判断しての通告にせよ、児童や家族と信頼関係を築きながら十分に状況を聞き取り、アセスメントすることが求められる（谷口 2016）。そもそも児童相談所にとっても、SSWrに期待しているのは、虐待の発見や通告よりも、児童や家族への支援である（高良 2008）。

権利擁護の観点からも「連携」などといわれる「繋ぐ」機能が重要であるが、SSWrが児童を単に保護的処遇の対象とみなして「その子を置き去りに話が進んでしまうこと」は、「虐待と同じ対応をすること」につながりかねない（谷口 2016：128-132）。「繋ぐ」機能それ自体は、それ以前の、児童や保護者と十分に面接してアセスメントを行う過程と無関係に実践可能である点に注意が必要である。この点、今村浩司と下田学は、文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」において「連携」「協働」「チーム」「つなぎ」などのキーワードが前面化しているが、現場で機能しやすい専門性は児童らの複雑な課題を可視化するアセスメント機能にあると指摘している（今村・下田 2017）。虐待の事実や性質、程度がどのようであれ、あるいはそれを明確にするためにも、SSWrは自ら直接支援を行うことが重要である。

また、児童相談所が強権的介入と福祉的支援という矛盾した機能に葛藤していることもあって、SSWrは児童のみでなく家庭への支援が期待されている（高良 2008）。もっとも、学校も通告による保護者との関係悪化の可能性や家庭支援についての不安はある（岩永 2010；安藤 2011）。児童相談所を中心とする専門機関や専門職の「連携」は、親からすれば「ゲル」に映ることもある（篠

原 2019)。SSWrの立ち回り次第では親子への支援が困難になる可能性があるため、SSWrは介入姿勢を強めている状態の児童相談所に対し、単に友好的・同調的であればよいのではなく、「連携」していることと「独立」していることのバランスを考える必要があろう。

連携の重要性は自明であっても、他機関の正しさまでは自明視せず、また常にSWの基本に立ち返りつつ、独立した一人の社会福祉専門職としてのSSWr像を構築することが求められている。

(2) ミクロ・メゾ・マクロの全体的視野の拡張

児童家庭福祉論における児童虐待研究は、長らく、市民的・政治的問題をすべて援助論的問題に転換し、前節で述べたような児童相談所批判を無視する傾向にあった(篠原 2019)。したがってSSWにおいても同様の傾向があるのも無理のないことではある。しかしそもそも権利擁護とは、権利という概念を用いている以上、単に目の前の人を援助するための技術の一つに曲解・矮小化すべき性質のものではなく、近代国家における市民的・政治的諸関係というマクロの文脈からはじまり、援助という末節へと降りてきたところで理解すべき概念である。

市民的・政治的な文脈をもつとなると、それに応じてミクロ・メゾ・マクロの連関といわれるエコロジカルな想定図も、相応のスケールに拡張しなければならない。つまりSSWrは、児童虐待が疑われるケースに関しても、めまぐるしく変化する社会的・政策動向を、国民(一般家庭)と統治権力(児童相談所や学校など)というマクロレベルの市民的・政治的視点をもって追う必要がある。

しかしSSWにおいては、文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」の枠内で思考すればそうなるのであろうが、「マクロ」がせいぜい学校周辺の地域社会であり、市町村単位という限界がある(例えば、大塚 2019; 西野 2020)。文部科学省・教育委員会・学校の下にSSWを位置づける構造の中で設定された「チーム学校」を思考と実践の準拠枠とすることは、より広範でかつ原理的な市民的・政治的な構造を思考することから目を背けさせる。ここで筆者が述べているのは、学校をめぐる政策批判がしづらいという問題というより、ミクロ・メゾ・マクロは連関しているのであるから、結局はミクロな実践におけるSSWr自らの権力性や、それによる児童の最善の利益を見誤る危険性から目を背けかねないという、援助論的な問題があるということだ。この点、先述の山下のいうように、SSWがSWとして権利擁護を標榜し、制度の変革を求めることは、学校からすると疎ましいかもしれないが、それでも児童をとりまく人や集団の協働関係の下で道を探るべきであろう(山下 2009)。

SSWrは、学校組織にどこまでも埋め込まれた存在ではなく、単なるコーディネーターでもない。SSWはSWを基盤としており、ミクロ・メゾ・マクロの全体的視座に基づくべきものである。今日のSSWにおいては、児童や保護者への十分な面接やアセスメントを重視するミクロレベルの視点と、今日の社会的・政策的動向とその背景にある市民的・政治的な状況にアンテナを張って実践をアップデートするマクロレベルの視点が、ともに求められている。

注釈

- 1 本稿では煩を避けるため、以降、ソーシャルワークをSW、ソーシャルワーカーをSWr、スクールソーシャルワークをSSW、スクールソーシャルワーカーをSSWrと記述する。また、教育行政の分野では学校教育下にある児童と生徒を合わせて「児童生徒」と表記する慣行があるが、本稿ではこれを含めて「児童」と表記する。
- 2 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議（2006）「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）」
- 3 同上
- 4 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」平成25年4月1日（令和4年4月1日一部改正）
- 5 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ&A」（令和4年2月）
https://www.mext.go.jp/content/20220203-mxt_jidou02-000008592-2.pdf
- 6 文部科学省「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実」
https://www.mext.go.jp/content/20200205-mxt_kyoiku01-000004708_14.pdf
- 7 急性硬膜下血腫については、あるケースを家庭内での事故と軽いケガによる乳幼児急性硬膜下血腫（中村I型血腫）と診断するか、身体的虐待による急性硬膜下血腫と診断するかにより、医療的な対応も社会的な対応も異なってくるが、医師によってこの中村I型血腫と児童虐待による急性硬膜下血腫が区別しない可能性がある。仮に虐待によらない急性硬膜下血腫で医療機関が児童相談所に通告し、児童相談所が一時保護などの対応をした場合、引き離された児童と保護者らの人権が侵害されることになる（西本 2018）。
- 8 2022年6月8日に改正児童福祉法案が成立した（施行は一部を除き2024年4月であり、司法審査導入は公布後3年以内）。これにより一時保護に際して裁判官が必要性を判断する司法審査が導入されることになった。児童相談所が保護開始前か、保護開始から7日以内に一時保護状を裁判官に請求するものである。これにより児童や保護者の権利を守るとともに、介入・支援におけるトラブルを防止する効果が期待される。

参考文献

安藤博（2009）「教育の危機管理——子どもを虐待から救うために、求められるスクールソーシャ

- ルワーカーの活用」『週刊教育資料』 通号1189, 15-17.
- 安藤操里 (2011) 「スクールソーシャルワークの可能性——子ども虐待に対応できる環境を目指して」『こころの科学』 159, 38-43.
- 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議 (2006) 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について (報告書)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/_icsFiles/afieldfile/2016/04/08/1235293_001.pdf (最終アクセス2022.9.30)
- 平林剛 (2019) 「福祉と学校の連携を考える——スクールソーシャルワーカーの視点から」『季刊教育法』 202, 38-43.
- 今村浩司・下田学 (2017) 「チームとしての学校の在り方からみるスクールソーシャルワーカーの役割」『西南女学院大学紀要』 21, 95-106.
- 岩永靖 (2010) 「スクールソーシャルワーカーから見た児童虐待の現状と課題」『部落解放』 623, 20-27.
- 金澤ますみ (2009) 「学校で『してはいけないこと』と『すべきこと』——性的虐待事例から」『月間生徒指導』 39(6), 34-37.
- 高良麻子 (2008) 「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察——児童相談所と小学校との連携に注目して」『学校ソーシャルワーク研究』 3, 2-13.
- 文部科学省「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実」
https://www.mext.go.jp/content/220601-mxt_jidou02-000008592_01.pdf (最終アクセス 2022.9.30)
- 文部科学省初等中等教育局長「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」
文部科学省初等中等教育局児童生徒課「スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ & A」(令和4年2月)
https://www.mext.go.jp/content/20220203-mxt_jidou02-000008592-2.pdf (最終アクセス2022.9.30)
- 西本博 (2018) 「家庭内で起こる乳幼児急性硬膜下血腫について」西本博・藤原一枝『赤ちゃんが頭を打った、どうしよう! ?——虐待を疑われないために知っておきたいこと』岩崎書店, 16-21.
- 西野博之・山下英三郎 (2018) 『居場所とスクールソーシャルワーク』子どもの風出版会.
- 西野緑 (2018) 『子ども虐待とスクールソーシャルワーク——チーム学校を基盤とする「育む環境」の創造』明石書店.
- 西野緑 (2020) 「メゾからマクロレベルへの連動——市町村における『チーム学校』のシステムづくり」『「チーム学校」を実現するソーシャルワーク——理論と実践をつなぐメゾ・アプローチ

の展開』64-70.

大塚美和子 (2019)「スクールソーシャルワーカーによる困難ケースへの対応」『月間自治研』61(719), 44-48.

渋谷昌史 (2009)「スクールソーシャルワークと子ども虐待」日本スクールソーシャルワーク協会編・山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳著『スクールソーシャルワーク論——歴史・理論・実践』第2版, 学苑社, 109-118.

篠原拓也 (2019)『児童虐待の社会福祉学——なぜ児童相談所が親子を引き離すのか』大学教育出版.

高田豊司・佐伯文昭・八木修司 (2015)「日本におけるスクールソーシャルワーカーの現状と今後——児童虐待の観点からの文献的展望」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』18(2), 1-10.

谷口恵子 (2016)「児童虐待——子どもと家族に寄り添いつながりをつくる」山下英三郎監修・日本スクールソーシャルワーク協会編『子どもに選ばれるためのスクールソーシャルワーク』学苑社, 127-133.

山屋春恵 (2009)「子どもの権利擁護実践者としてのスクールソーシャルワーカーの役割」日本スクールソーシャルワーク協会編・山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳著『スクールソーシャルワーク論——歴史・理論・実践』第2版, 学苑社, 75-84.

山下英三郎 (2009)「子どもたちの現状とスクールソーシャルワーク」日本スクールソーシャルワーク協会編・山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳著『スクールソーシャルワーク論——歴史・理論・実践』第2版, 学苑社, 7-22.

山下英三郎 (2011)「子ども虐待とスクールソーシャルワーク」『教育と医学』59(6), 533-540.

山下英三郎 (2016)「スクールソーシャルワークの動向と基本的な考え方」山下英三郎監修・日本スクールソーシャルワーク協会編『子どもにえらばれるためのスクールソーシャルワーク』学苑社, 11-26.

